

会

報

創刊号

平成4年11月1日創刊

毎年1回11月発行

発行所 一志郡一志町大字田尻595-13

創刊にあたって

理事長 西 廣 茂



一志町のみなさん方には、益々ご健勝で活躍のこととお慶び申し上げます。

平成元年一月三十一日に一志町農協が解散して、三重中央農協を設立してから三年有余を経過いたしました。その間いろいろとご協力を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。

さて、解散の節にもご説明申し上げておりますように、一志町農協創立二十周年記念事業として取得しました山林一町七反を基礎として一志町農協が積立てておりました一一億四一四九万円の財産のうち、合併予備契約書に基づく基準により処分した財産総額二億六一八〇万円を

基金に積立て、「財団法人一志町ふれあいの森林狼谷協会」を設立しております。詳細は平成元年五月二〇日付の業務報告書をご参照下さい。

この協会の運営に当たりましては、基金の利息をもつて、将来に長く組織活動に充当することとし、三重県の行政監督下にあって、十一名の理事、監事と二〇名の評議員をもって善良な注意のもと、管理をしておると



ところでございます。

さらにこの度、ふれあいの森林狼谷協会設立の趣旨に則り、この山林に農山神としての大黒天をお祀りして、後世に長く伝承して行きたいと存じます。毎年十一月二十三日を例祭日と定め林道の舗装、参道、参拝所の整備などを行い、みなさんのお参りをお待ちいたします。

そこでこの協会の会計なり、活動の状況をご報告するため、会報を発行することにいたしました。創刊号としましては、協会の寄付行為その他必要な事項を掲載いたしました。どうか充分ご理解を賜りご協力の程よろしくお願い申し上げます。

財団法人

一志町ふれあいの森林狼谷協会

もりおがみだにきょうかい

寄付行為（定款）

を目的とする。

（事業）

第一章 総 則

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

（名称）
第1条 この法人は財団法人一志町ふれあいの森林狼谷協会という。

（事務所）

第2条 この法人は事務所を一志郡一志町大字田尻五九五番地の二三におく。

（目的）

第3条 この法人は、森林が人間にとって欠くことのできない資源であり、はかり知れない恩恵を及ぼしていることに鑑み、山林を愛し、育て、守る必要性を広く啓蒙強調するとともに、地域森林の保全管理の指導的役割を果し、林業と農業の一体化をめざし、山林の活用による県民の健康の増進と福祉の向上をはかる事

第二章 資産及び会計

（資産の構成）

第5条 この法人の資産は、次

に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入事業に伴う収入
- (4) その他の収入
- (5) その他の収入

（資産の種別）

第6条 資産は、基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

（基本財産の処分の制限）

第7条 基本財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、事業執行上やむを得ないときは理事会において、理事現在数の4分の3以上の

議決を得、かつ三重県知事の承認を得て、その一部を処分し、又は全部若しくは一部を担保に供することができる。

（資産の管理）

第8条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決で定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期貯金、信託会社への信託、又は、国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

（経費の支弁）

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

（予算および決算）

第10条 この法人の収支予算は年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後1箇月以内にその年度の財産目録とともに、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第11条 この法人の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第三章 役員及び事務局

（種別）

第12条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理事…8人以上、13人以内

理事は理事長・副理事長各1名を互選するものとする。

(2) 評議員…20人以内

(3) 監事…2人

2 理事長はこの法人を代表し、会務を統轄する。

3 副理事長は理事長を補佐し、業務を処理し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときはその職務を代行する。

4 監事は民法第5条の職務を行なう。

5 評議員は評議員会を組織して、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議する。

6 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることが出来ない。

7 理事のいずれか1名とその親族、その他特別の関係にある者の合計は、理事総数の3

分の1を超えてはならない。

8 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であつてはならない。

（任期）

第13条 役員の任期は、3年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は任期満了の場合において後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

（役員の推せん）

第14条 次の各号に掲げる団体の代表者（以下「推せん者」という。）は、その団体の役員、又は職員の中から役員候補者を理事長に推せんするものとする。

- (1) 一志町
- (2) 三重中央農業協同組合
- (3) 中勢森林組合

2 前項の規定により推せんされた被推せん者のほか一志町長は、学識経験者を役員候補者として理事長に推せんするものとする。

3 前2項の役員候補者の推せんは、被推せん者の役職名、住所及び氏名を文書でもって、通知するものとする。

（役員の選任）
第15条 役員は、前条の規定により推せんのある被推せん者の中から理事会において選任するものとする。

（役員の職指定）

第16条 役員は、第14条第1項に規定する団体の役員又は職員でなくなったときは、役員の職を辞任するものとする。

2 辞任した役員の後任者は、当該役員の推せん者が推せんするものとする。

（推せん団体の責務）

第17条 推せん者は、推せんした役員が第14条第1項に規定する団体の役員又は職員でなくなつたときは、すみやかに本人の辞任届けを徴し、理事長に提出するものとする。

（解任）
第18条 役員に役員としてふさわしくない行為があつた時は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決により解

任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

（事務局）
第19条 この法人の事務を処理させるために、事務局を設け、必要な職員をおく。

2 職員の任免は理事長が行なう。

3 職員は理事長の定めた職務に従事する。

第四章 理事会

（構成）

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第21条 理事会は、この寄付行為に別に規定するもののほか次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に關する重要事項

（招集）

第22条 理事会は理事長が招集する。

的たる事項を示して請求があったときは理事会はすみやかに理事長を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 理事会は理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄付行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、

又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には出席理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

(評議員会の構成)

第28条 評議員会は評議員をもって構成する。

(評議員会の審議事項)

第29条 評議員会は理事長が必

要と認める事項を審議する。

(評議員会の招集)

第30条 評議員会は、必要に

じて理事長が招集する。

(評議員会の議長)

第31条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の定足数)

第32条 評議員会は、評議員現在数の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

2 評議員会の議事は出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第五章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第33条 この寄付行為は理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、三重県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第34条 この法人は民法第6条第一項第二号から第四号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、三重県知事

の許可があったとき解散する。
2 解散のときに存する残余財産は理事会の議決を経、三重県知事の認可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第六章 補 則

(委任)

第35条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1 この法人の設立当初の役員は第15条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第13条第1項の規定にかかわらず、昭和65年5月31日までとする。

2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画並びに収支予算は第10条及び第21条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の会計年度は第11条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から昭和64年3月31日までとする。

(財)一志町ふれあいの森林

狼谷協会の役員一覧

つぎの皆さんが役員となっております。

理事長 西 廣 茂
副理事長 寺 保 栄
理事 内 村 唯 司
理事 中 廣 吉 昭
理事 井 田 憲 二
理事 奥 田 孝 夫
理事 徳 田 克 洋
理事 青 木 克 己
理事 辻 出 克 己
理事 野 末 巧

監 事

(任期三年、平成五年五月三十一日満了)

評議員 池 山 克 己
評議員 篠 田 弘 己

(事務局長)

稲 垣 守 一
松 木 伸 一
田 中 竹 次
北 出 一 雄
松 岡 成 直

評議員

飯 田 利 典
伊 藤 明 典
稲 垣 典 久
田 中 志 久
平 山 公 三
尾 山 哲 郎
藤 岡 修 郎
林 岡 克 明
山 田 朋 一
林 田 音 彦
前 田 孝 幸
中 谷 秀 央

(三重中央農協職員、任期三年、平成五年五月三十一日満了)

評議員で毎年下刈ほか管理をしています。

この協会の構成員は、平成元年一月三十一日現在における一志町農協の組合員二、六一八名です。

年金友の会会員

長寿慶祝規程

(財)一志町

ふれあいの森林

狼谷協会

一、趣旨

高齢化社会の進展に即応して会員の長寿をお祝いするとともに、その家族の敬老心を讃え、健康的な家庭を祈念してお祝を贈るものとする。

二、対象者

三重中央農協年会友の会一志支部所属の会員(町内在住者)で、毎年八〇才に到達した方およびその家族。

三、贈呈内容

金一封(家族)

記念品(本人) および御祝状
四、贈呈時期および方法
満八〇才の誕生日に直接家庭を訪問し祝う。

五、実施時期

平成元年二月一日
(この規程に基づいて毎年お祝をしています。)



ふれあいの森協会（略称）

設立の趣旨

長期にわたる木材価格の低迷、山林労働者の高齢化、林業経営諸経費の増加などによる林業生産活動の停滞に加え、大都市集中型の経済成長に伴う山村の過疎化の進行等の要因によって、森林の荒廃は限りなく進みつつある。それに伴い、山林への関心も希薄化し、人々の心は、自分たちの生活が、森林の恩恵を受けて営まれていることすら忘れ去ろうとしている。

そんな中、当時の一志町農協では、農協創立二十周年記念事業の一環として昭和五十九年十月、一志郡一志町大字波瀬字松山に、一・七ヘクタールの杉、檜の二十年生の山林を取得した。その趣旨は、森林は水の資源であり、水は農の源、農は命の源という思想を基本に、地域の組合員が共有の山林を保有し、それに接することによって山を愛することと育てることを目的としたものである。

取得の経過

昭和五十九年十月八日
波瀬老友会より山林取得

昭和六〇年一月一八日

波瀬 小畑 長氏より水田取得

平成元年一月二〇日

財団法人一志町ふれあいの森協会の設立認可、(三重県指令農政第一〇八号三重県知事、民法第三十四条)平成元年三月二二日

三重県より保安林の指定を受く、(三重県告示第一八五号、森林法第三三条第三

「狼谷大黒天」建立の由来

財団法人一志町ふれあいの森協会は、一志町農協組合が、創立二十周年記念事業の一環として昭和五十九年十月に取得した約一・七ヘクタールの杉、檜の二十年生山林を、組合員の心の拠り所として、これを後世に残すため平成元年一月に設立した協会である。

山林は水の源であり、水は農の源、農は命の源という思想を基本に、緑美しき狼谷の聖域に開運の神、福の神、生産の神と

項

森林の所在地・面積等

一志町大字波瀬

字松山七七六一番地
山林 三、一六〇㎡

一志町大字波瀬字松山

七七六二番地の一六
山林 一四、一八一㎡

【面積計】

一七、三四一㎡

しての農山神である「大黒天」を安置し、心の安らぎを求め、老若男女を問わず広く愛林の心を培う場となることを祈るものである。

一木一草に神宿る

人間は自然との共生をめざす

●例祭は、毎年一回、十一月二十三日（勤労感謝の日）です。

設立後のあゆみ

平成元年

1月30日 寄付金を受ける
2月10日 設立登記、財産移転登記完了
2月20日 寄付金を受ける
3月1日 緑化研修会協力
3月22日 三重県より保健保安林の指定を受ける
3月23日 寄付金を受ける
5月27日 健康づくり運動会議協力
6月11日 老友会森林浴協力
7月4日 下刈作業
7月7日 第1回理事会
7月23日 緑の少年隊育林教室協力
9月13日 集団間伐実施

平成2年

3月 日 間伐材売却
5月23日 第2回理事会
6月4日 山林防災打合せ
6月21日 役員変更登記
7月～8月 枝打ち作業実施
8月3日 下刈り作業実施
11月29日 県民の森視察研修会（第3回理事会）
12月16日 農協実行組合長会議

平成3年

3月10日 評議員会
5月9日 緑の羽根募金運動に協力
6月26日 一志緑の少年隊設立に協力
7月20日 下刈り作業実施
8月2日 第4回理事会
9月15日 各地区敬老会協力
9月22日 一志緑の少年隊結成記念体験発表会に協力
9月26日 狼谷ひろば舗装
9月～10月 各小、中、地区運動会及び福祉運動会に協力
10月1日 共同募金運動に協力
10月30日 土地改良協議会に協力
11月3日 豊年感謝祈願祭及び実行組合対抗豊年綱引き大会協力
11月4日 下刈り作業実施、第2回評議員会
12月14日 農協実行組合長会

平成4年

2月13日 第5回理事会
2月16日 農山神建立現地打合せ
3月27日 農山神建立研修会
6月16日 下刈り作業実施
6月24日 第6回理事会
7月6日 磊石視察
10月26日 第7回理事会
月 日 林道舗装工完了
月 日 参道及び大黒天安置場工事完了
11月23日 大黒天入神式
11月23日 会報第1号発行

財 産 目 録

〈平成4年3月31日現在〉

資 産 総 額

320,477,933円

【内 訳】

山林 17,341㎡（一志町評価額） 381,502円
（取得額）（5,700,000円）
基本財産（三重中央農協定期貯金） 280,000,000円
運用財産 40,096,431円
〔内訳〕（三重中央農協定期貯金）（32,000,000円）
（三重中央農協普通貯金）（8,096,431円）

平成4年度予算書

〈平成4年4月1日～平成5年3月31日〉

(単位：円)

科 目	予 算 額		備 考
	大 科 目	中 科 目	
I. 収入の部			
1. 基本財産運用収入	16,440,000		
基本財産利息収入		16,440,000	
2. 運用財産運用収入	1,455,000		
運用財産利息収入		1,455,000	
3. その他			
当期収入合計(A)	17,895,000	17,895,000	
前期繰越額	40,096,431	40,096,431	
収入合計(B)	57,991,431	57,991,431	
II. 支出の部			
1. 事業費	17,762,000		
助成金支出		12,000,000	
整備費		4,000,000	
保全管理費		1,200,000	
租税公課		150,000	
什器備品費		200,000	
印刷製本費		0	
事務費		0	
負担金支出		200,000	
保険料		12,000	
2. 管理費	2,220,000		
役員報酬		750,000	役員31名報酬
給料手当		70,000	
会議費		800,000	
旅費交通費		100,000	
消耗品費		100,000	
図書研修費		300,000	
賃借料		0	
雑費		100,000	
3. 基本財産支出	20,000,000		
基本財産繰入支出		20,000,000	
当期支出合計(C)	39,982,000	39,982,000	
当期収支差額(D)=(A-C)	▲22,087,000	▲22,087,000	
次期繰越額(E)=(B-C)	18,009,431	18,009,431	

平成3年度収支決算書

〈平成3年4月1日～平成4年3月31日〉

(単位：円)

科 目	決 算 額	
	大 科 目	中 科 目
I. 収入の部		
1. 基本財産運用収入	19,960,941	
基本財産利息収入		19,960,941
2. 運用財産運用収入	2,111,098	
運用財産利息収入		2,111,098
3. その他	19,675,050	19,675,050
当期収入合計(A)	41,747,089	41,747,089
前期繰越額	26,710,581	26,710,581
収入合計(B)	68,457,670	68,457,670
II. 支出の部		
1. 事業費	8,881,459	
助成金支出		7,464,335
整備費		1,385,424
租税公課		10,000
什器備品費		0
印刷製本費		0
臨時雇賃金		0
事務費		10,600
負担金支出		0
保険料		11,100
2. 管理費	1,279,780	
役員報酬		750,000
給料手当		70,000
会議費		410,760
旅費交通費		35,200
消耗品費		0
図書研修費		13,820
賃借料		0
雑費		0
3. 基本財産支出		
基本財産繰入支出	18,200,000	18,200,000
当期支出合計(C)	28,361,239	28,361,239
当期収支差額(D)=(A-C)	(13,385,850)	(13,385,850)
次期繰越額(E)=(B-C)	40,096,431	40,096,431

★助成金の内訳

長寿慶祝者（1人約1万円）	549,020円
緑の羽根募金 他	130,000円
農協実行組合長会	4,971,112円
年金友の会	760,800円
各種団体	1,053,403円
計	7,464,335円

活動助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、財団法人 一志町ふれあいの森林狼谷 協会寄付行為にかかる第3条(目的)、及び第4条(事業)を達成するための活動助成金を交付するすべての取引を、正確且つ明瞭に経理し、協会の財政状態について、真実なる報告を提出する基準を定め、合理的な運営管理に役立たせることを目的とする。

(会計処理の原則)

第2条 この活動助成金交付に ついての経理事務は、財団法人 一志町ふれあいの森林狼谷協会寄付行為、及び経理規程の定めのあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業年度)

第3条 この要領の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画)

第4条 予算編成の前提として 事業計画を樹立しなければならない。

② 事業計画は、理事長から示された運営方針にもとづき作成を行う。

(予算編成)

第5条 事務局長は理事長から示された経営方針にもとづき予算編成を行い、毎年度、前年度までに各部門の活動助成金の交付額等について理事会で協議決定をする。

(基本的予算)

第6条 一事業年度の基本的予算は別表第1に定め、毎年度理事会に於て協議決定する。

(予算の執行)

第7条 業務の執行にあたっては、予算の定めるところに従い、関係書類を添え、理事長(副理事長)の決裁を経て、その遂行に努めな

ればならない。

(職務権限)

第8条 事業、及び活動助成金の支出権限を下記の通り定める。

(助成団体の報告)

第9条 別表第1により、理事長は活動助成金を受けた団体に對し、必要に応じ事業の趣旨・目的・事業費等を記載した関係書類の報告を求める場合がある。

(予算差引簿)

第10条 事務局長は、各部門の予算差引簿を作成し、必要に応じ、理事長に報告しなければならない。

附則

- この要領の改廃は理事会の決議を経て行う。
- この要領は平成4年2月13日より実施する。

事業の内容	役 職			理 事 会	備 考
	事 務 局 長	副 理 事 長	理 事 長		
(1)事業方針			立	決	
(2)事業計画	立	検	検	決	
(3)事業予算	立	検	検	決	
(4)基本財産繰入		立	検	決	
(5)事業費用の支出					
	1万円未満	決	報	報	維持管理費等
	5万円未満	立	決	報	
	5万円以上	立	検	決	報

一志町農協創立二十周年記念林(狼谷)によせて

狼谷の雄叫び

おがみだに

狼谷の一角に立つて

狼谷をしみじみと見る

狼谷は懐ふかい馬蹄状の全山緑

広さ凡そ一〇〇〇坪を超える

その重厚な斜面に樹齡二〇年の

若杉の木立がきれめなく続く

朝の光を浴びて木立のあしは長

い

その木はだは淡く銀色に輝いて

夕映えに赤味さす木々の趣と対

照に

谷は艶やか山容は優美

緑青色さわだつ木立の木末は

どれもみな一尋以上も伸びて

空を衝くその雄々しい姿は

自ら深山幽谷の気配を漂わせる

ときに農協の長

英知によって想を構え

衆知を集め英断をもって

明るい農村づくりの真髓を力強

く推し進める

三五〇〇戸の郷党

信と愛の基調をよく解し

敢えて協調の手を休めず

ひたすら理想の貝現に精を出す

一志町農協創設なつて二〇年

組合員戸数三〇〇〇の実現はそ

の日も近い

若杉の生え三〇〇〇株

泉湧く狼谷を

懸命に確保して記念林に定める

期せずしてきょうここに

信用の花実を結び

農林中央金庫理事長の

最高の榮譽に輝く

名声高き画星に絵筆を託し

狼谷の華麗な杣を額に納めて掲

げ

営農愛林の真実を後世に遺す

一志町農協に栄光あれ

組合員に繁栄あれ

一九八七年立秋吉日

一志町波瀾

中野 五男 作詩



山緑 30号F型 油絵

作者 小野 雅生
おの が せい

(一志郡香良洲町出身)

昭和62年8月10日 作

【作品解説】

豊かに育っている杉の林を表現するため造型的にいかに構成するかに最も苦心した。

近景に数本の杉を配置して絵の中心とした。

中景は左側の杉林と櫟の幼木によって山の広さを暗示し、左の砂利道で遠近との距離間を暗示した。

遠景は杉の林である。

美林を意識づけるために遠景でも極力強くなるように求めた。

空は杉を生かすために白を多くして、杉と緑とのコントラストをつくり杉を生かすように工夫した。

一志町ふれあいの森林狼谷の位置

